

三次市教育委員会議案第 2 5 号

三次市指定重要文化財の指定解除について

三次市文化財保護条例(平成 1 6 年条例 1 3 2 号) 第 4 条の規定により, 次の三次市指定重要文化財を指定解除することについて, 議決を求める。

令和 7 年 9 月 2 4 日提出

三次市教育委員会教育長 迫 田 隆 範

1 件数 1 件

2 内容

種別	名称	指定年月日	保存団体
無形民俗文化財	三若神楽 (大仙の能・荒 神の能)	昭和 3 9 年 6 月 1 3 日	三若神楽団

改正

平成17年3月25日条例第19号

平成26年12月17日条例第39号

三次市文化財保護条例

(目的)

第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第182条第2項の規定に基づき、本市にある文化財を保存し、かつ、その活用を図り、もって市民の文化的向上に資するとともに、文化の進歩に貢献することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「文化財」とは、法第2条第1項第1号から第4号までに掲げる有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物並びに法第92条に規定する埋蔵文化財をいう。

(指定)

第3条 教育委員会は、市内にある文化財のうち、法及び広島県文化財保護条例（昭和27年広島県条例第47号）により国又は県が指定した文化財以外の文化財で重要なものを三次市指定重要文化財（以下「市指定文化財」という。）に指定することができる。

2 教育委員会は、前項の規定による指定をしようとするときは、その所有者及び権原に基づく占有者（以下「占有者」という。）又は保持者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は占有者が判明しない場合は、この限りではない。

3 教育委員会は、第1項の規定により指定をしたときは、その旨を告示し、かつ当該文化財の所有者又は占有者若しくは保持者に通知しなければならない。

(指定の解除)

第4条 教育委員会は、市指定文化財がその価値を失った場合及び国又は県指定重要文化財に指定された場合その他特別の事由があるときは、その指定を解除することができる。

2 市指定文化財が無形文化財であるときは、その保持者が死亡したとき、保持者の認定は解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したときは、指定は解除されたものとする。

3 前2項の規定により解除をしたときは、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

(所有者の管理義務)

第5条 市指定文化財の所有者は、この条例並びにこれに基づく規則及び教育委員会の指示に従い、

市指定文化財を管理しなければならない。

(管理又は修理等)

第6条 教育委員会は、市指定文化財のうち特に価値の高いもので、管理又は修理若しくは復旧若しくは保存につき特別の経費を必要とするものについては、適切な措置を講ずることができる。

(所有者変更等の届出)

第7条 市指定文化財の所有者又は保持者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

(1) 所有者の変更があったとき。

(2) 所有者又は占有者若しくは保持者の氏名若しくは名称又は住所の変更があったとき。

(3) 市指定文化財の全部又は一部が滅失し、損傷し、若しくは亡失し、又は盗難があったとき。

(4) 市指定文化財の所在の場所を変更しようとするとき。

(現状変更の承認)

第8条 市指定文化財の所有者は、その現状を変更しようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

(保護委員会)

第9条 市に三次市文化財保護委員会（以下「保護委員会」という。）を設置する。

2 保護委員会は、文化財の指定、保護及び活用に関し教育委員会の諮問に応じ、又は意見を具申し、若しくは必要な調査研究を行う。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の三次市文化財保護条例（昭和38年三次市条例第20号）、君田村文化財保護条例（昭和46年君田村条例第4号）、布野村文化財保護条例（平成10年布野村条例第18号）、作木村文化財保護条例（昭和34年作木村条例第17号）、吉舎町文化財保護条例（昭和36年吉舎町条例第26号）、三良坂町文化財保護条例（昭和46年三良坂町条例第5号）、三和町文化財保護条例（昭和50年三和町条例第7号）又は甲奴町文化財保護条例（昭和44年甲奴

町条例第9号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成17年条例第19号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年12月17日条例第39号)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条、第9条、第19条から第23条まで、第26条、第28条、第33条、第35条、第40条、第45条、第47条、第57条、第66条、第88条及び第101条の規定 公布の日

(2) 第83条の規定 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日 (平成27年規則第15号で平成27年4月1日から施行)

(経過措置)

第2条 この条例の施行日の前日までに改正前の三次市防災行政無線放送施設の設置及び管理に関する条例、三次市文化センター設置及び管理条例、三次市美術館あーとあい・きさ設置及び管理条例、三次市三良坂平和美術館設置及び管理条例、三次市広島ふるさと村設置及び管理条例、三次市さくぎ郷土芸能伝承館設置及び管理条例、三次市ジミー・カーターシビックセンター設置及び管理条例、三次市地域活動拠点施設設置及び管理条例、三次市体験交流施設設置及び管理条例、三次市山村開発センター設置及び管理条例、三次市カーター通り駅設置及び管理条例、三次市リパティホール設置及び管理条例、三次市地域集会所設置及び管理条例、三次市ふれあいプラザ横谷会館設置及び管理条例、三次市岡田ふれあいセンター設置及び管理条例、三次市行政財産の使用料に関する条例、三次市中村憲吉記念文芸館設置及び管理条例、三次市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例、三次市立学校設置条例、三次市立学校施設利用条例、三次市立中学校寄宿舎設置及び管理条例、三次市学校給食共同調理場設置及び管理条例、三次市立図書館設置及び管理条例、三次市歴史民俗資料館設置及び管理条例、三次市立化石博物館設置及び管理条例、三次市文化財保護条例、三次市総合福祉センター設置及び管理条例、三次市老人デイサービスセンター設置及び管理条例、三次市老人福祉センター設置及び管理条例、三次市特別養護老人ホーム設置及び管理条例、三次市小規模老人ホーム設置及び管理条例、三次市高齢者共同生活支援施設設置及び管理条例、三次市老人集会施設設置及び管理条例、三次市あんしんリビング設置及び管理条例、三次市国民健康保険診療所設置及び管理条例、三次市福祉保

健センター設置及び管理条例，三次市診療所設置及び管理条例，三次市リサイクルセンター設置及び管理条例，三次市墓地設置及び管理条例，三次市斎場設置及び管理条例，三次市多目的広場及び農村公園設置及び管理条例，三次市生産物等直売所設置及び管理条例，三次市特産物加工施設設置及び管理条例，三次市体験農園長沢の里設置及び管理条例，三次市集出荷貯蔵施設等設置及び管理条例，三次市ふるさと活性化センター設置及び管理条例，三次市農村ふるさとセンター設置及び管理条例，三次市健康ふれあい施設設置及び管理条例，三次市農林業集会施設設置及び管理条例，三次市共同利用施設設置及び管理条例，三次市自然資源，地域農産物等活用型交流促進施設設置及び管理条例，三次市きのこ館設置及び管理条例，三次市道の駅設置及び管理条例，三次市みわ郷土伝習館設置及び管理条例，三次市とみしの里設置及び管理条例，三次市みらさか竹工房設置及び管理条例，三次市陶芸学習舎設置及び管理条例，三次市自然休養施設設置及び管理条例，三次市江の川カヌー公園さくぎ設置及び管理条例，三次市堆肥センター設置及び管理条例，三次市林業総合センター設置及び管理条例，三次市木工芸品等加工販売施設設置及び管理条例，三次市いこいの森設置及び管理条例，三次市ハイヅカ湖畔の森設置及び管理条例，三次市養殖センター設置及び管理条例，三次市養漁センター設置及び管理条例，三次市水産物加工処理施設設置及び管理条例，三次市いにしえの里設置及び管理条例，三次市物産館みわ375設置及び管理条例，三次市共同福祉施設設置及び管理条例，三次市の公園・公共広場設置及び管理条例，三次市川魚の里公園設置及び管理条例，三次市都市公園設置及び管理条例，三次市駐車場設置及び管理条例，三次市駐輪場設置及び管理条例，三次市農業総合管理センター設置及び管理条例，三次市布野農林水産物直売施設設置及び管理条例，三次市認知症高齢者グループホーム設置及び管理条例，三次市コミュニティセンター設置及び管理条例，三次市奥田元宋・小由女美術館設置及び管理条例，三次市はらみちを美術館設置及び管理条例，三次市横谷ふるさとセンター設置及び管理条例，三次市高齢者冬期限定宿泊施設設置及び管理条例，三次市三良坂民俗資料館設置及び管理条例，三次市小規模多機能施設設置及び管理条例，三次市健康づくりセンター設置及び管理条例，三次市職業訓練センター設置及び管理条例，三次市宇賀交流拠点施設設置及び管理条例，三次市交通観光センター設置及び管理条例又は三次市ふるさとプラザ設置及び管理条例の一部を改正する条例（以下「三次市防災行政無線放送施設の設置及び管理に関する条例等」という。）の規定によりなされた処分，手続その他の行為は，改正後の三次市防災行政無線放送施設の設置及び管理に関する条例等の相当規定によりなされたものとみなす。